

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成22年3月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	柏原新池地区	平成21年8月31日
高松市前田土地改良区	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	横谷池地区	平成13年5月8日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	東谷池地区	平成21年6月3日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	引妻地区	平成21年6月5日
木田郡三木町土地改良区	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	奥堂地区	平成14年2月2日
高松市川島土地改良区	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	金法寺池下流地区	平成20年2月6日
さぬき市	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	東内間地区	平成21年4月1日
白鳥町土地改良区	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	五名地区	平成20年10月8日
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	獅子王地区	平成21年11月21日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	宮谷地区	平成21年11月21日
高松市屋島仲池土地改良区	団体営ため池等整備事業	小判屋池地区	平成21年3月25日
高松市屋島東町土地改良区	団体営ため池等整備事業	三つ池下池地区	平成16年9月30日